第明三治十四種五郵年便三物月三十一認可日

別表第五㈠の表中

支払者	所在地	
	名称	（電話）

を

支払者	所在地	
	名称	（電話）
支払の取扱者	所在地	
	名称	（電話）

に改め、同表の備考１中「利子、」を「利子（公社債で元本に係る部分と利子に係る部分とに分離されてそれぞれ独立して取引されるもののうち、当該利子に係る部分であつた公社債に係るものを除く。）若しくは」に改め、「収益の分配」の次に「（以下この表において「利子等」という。）」を加え、同表の備考２⑵中「こと」の次に「。この場合において、その支払うべき利子等が租税特別措置法第８条の４第１項に規定する上場株式等の配当等（⑵において「上場株式等の配当等」という。）に該当する場合には「（上場）」と、上場株式等の配当等以外の利子等に該当する場合には「（一般）」と記載すること」を加え、同表の備考２⑾を同表の備考２⒀とし、同表の備考２⑽を同表の備考２⑿とし、同表の備考２⑼を削り、同表の備考２⑻を同表の備考２⑽とし、同表の備考２⑽の次に次のように加える。

⑾　利子等の租税特別措置法第９条の３の２第１項に規定する支払の取扱者がこの支払調書を作成する場合には、当該利子等の支払者及び当該支払の取扱者の双方の名称及び所在地を、それぞれ「支払者」の欄又は「支払の取扱者」の欄に記載すること。

別表第五㈠の表の備考２⑺を同表の備考２⑻とし、同表の備考２⑻の次に次のように加える。

⑼　租税特別措置法第５条の２第１項若しくは第５条の３第１項の規定により非課税とされるもの又は同法第５条の２第５項後段若しくは第５条の３第３項後段の規定により源泉徴収が不適用とされるものにつき、同法第５条の２第１項若しくは第５条の３第１項に規定する特定振替機関等又は同法第５条の２第17項（同法第５条の３第９項において準用する場合を含む。）に規定する信託の受託者がこの支払調書を作成する場合には、その支払者及び当該特定振替機関等又は当該信託の受託者の双方の名称及び所在地を、それぞれ「支払者」の欄又は「支払の取扱者」の欄に記載すること。

別表第五㈠の表の備考２⑹の次に次のように加える。

⑺　租税特別措置法第３条第１項第４号に掲げる公社債の利子に該当するものについては、「摘要」の欄に「租税特別措置法第３条第１項第４号該当」と記載すること。

別表第五㈠の表の備考５中「添付する」を「、添付する」に改める。

別表第五㈡の表の備考１中「第３条の３第１項」を「第３条の３第２項」に改め、同表の備考２⑶中「こと」の次に「。この場合において、その交付する国外公社債等の利子等が租税特別措置法第８条の４第１項に規定する上場株式等の配当等（⑶において「上場株式等の配当等」という。）に該当する場合には「（上場）」と、上場株式等の配当等以外の国外公社債等の利子等に該当する場合には「（一般）」と記載すること」を加え、同表の備考４中「添付する」を「、添付する」に改める。

別表第五㈢の表の備考２⑼を次のように改める。

⑼　租税特別措置法第５条の３第１項の規定により非課税とされるもの又は同条第３項後段の規定により源泉徴収が不適用とされるものにつき、同条第１項に規定する特定振替機関等又は同条第９項において準用する同法第５条の２第17項に規定する信託の受託者がこの支払調書を作成する場合には、その支払者及び当該特定振替機関等又は当該信託の受託者の双方の名称及び所在地を、それぞれ「支払者」の欄又は「支払の取扱者」の欄に記載すること。

別表第五㈣の表の備考２⑶ハ中「特定目的信託」の次に「（社債的受益権以外）、社債的受益権」を加え、同表の備考２⑻を同表の備考２⑼とし、同表の備考２⑺の次に次のように加える。

⑻　その支払うべき国外投資信託等の配当等が法第６条の３第４号に規定する社債的受益権の法第24条第１項に規定する剰余金の配当である場合には、「株数又は口数」の欄は、記載を要しない。

別表第五㈣の表の備考４中「添付する」を「、添付する」に改める。

別表第五（十六）を次のように改める。

別表第五（十六）　削除

別表第五（二十八）の表を次のように改める。

別表第五（二十八）

平成　　年分　株式等の譲渡の対価等の支払調書

支払又は交付を受ける者	住所（居所）又は所在地	
	氏名又は名称	

区分	番号	銘柄又は名称	支払又は交付確定年月日	事由	株(口)又は額面金額	支払金額又は交付金額	源泉徴収税額
			・　・		株(口)・千円	千　円	千　円
			・　・				
			・　・				
			・　・				
			・　・				
			・　・				
（摘要）							

支払者又は交付者	所在地	
	名称	（電話）
交付の取扱者	所在地	
	名称	（電話）

（用紙　日本工業規格　Ａ６）